

環境行動計画の点検

平成23年3月

国土交通省

目 次

1. 点検の位置づけ	……………P. 2
2. 点検結果	……………P. 3
2. 1 点検結果	
2. 2 分野毎の取組状況	
3. 今後の取組	……………P. 6
資料 1 平成 21 年度から平成 22 年度にかけての国土交通行政に係る 環境政策に関する動向	……………P. 7
資料 2 法令及び計画	……………P. 9
資料 3 環境政策に関わる審議会等での審議状況	……………P. 11
資料 4 平成 21 年度補正予算及び平成 22 年度予算（平成 22 年度 補正予算を含む）の状況	……………P. 12
資料 5 平成 22 年度税制改正の状況	……………P. 14

別 紙 調査票

1. 点検の位置づけ

環境行動計画（以下「本計画」という。）は、環境政策をめぐる情勢の変化を踏まえ、施策体系を再構築し、国土交通省にける環境問題に対する取り組みを強化するものであり、併せて国土交通行政における環境配慮の体系とその実施状況を自ら点検する体制を明らかにするものである。

本計画は、目標期間を平成 24 年度までの 5 ヶ年と設定しており、本計画に基づく取り組みの進め方として、定期的な点検を実施し、その状況を広く国民に公表することとしている。

平成 22 年度の点検では、平成 21 年度の実績、平成 22 年度の取組の状況等について点検を行った。なお、点検は国土交通省環境政策推進本部幹事会で行った。

2. 点検結果

2. 1 点検結果

本計画の第3章別表（各施策一覧表）に示された225施策について、点検を行った。

点検の内容は、平成21年度における取組状況について、可能な限りアウトカムを含めて定量的な評価を行うとともに、定量的・定性的な目標を設定している場合は、進捗状況をまとめた。また、今後の見通し及び課題として、平成22年度取組状況について評価した。

本点検は、平成24年度を目標年度とする5カ年の計画期間の2回目の点検に当たるが、大半の施策において取組の進捗が見られた。施策の拡充を含む施策の変更があったものは23施策で、施策が削除されたものは1施策だった。なお、京都議定書の目標達成計画に関連する項目については、当該計画に基づき、別途点検が進められているところである。

予算制度については、国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金（道路、治水、まちづくり、住宅、港湾等）を原則一括化し、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせるものにした、「社会資本整備総合交付金」が平成22年度に創設されたため、地方公共団体が実施する施策の多くが当該交付金で行われるようになった。

2. 2 分野毎の取組状況ポイント

今後、国土交通省として重点的に推進すべき環境政策の分野の「5つの柱」毎の施策の代表例は以下の通り。

1) 京都議定書の目標達成に向けた取組（1. 関係）

①低公害車普及／次世代低公害車開発・実用化の促進、自動車の燃費改善

低公害車の普及について、平成21年度は、新たに電気自動車等を補助対象に追加するなど、低公害車導入補助事業を拡充した。平成22年度は、事業用電気・CNG・ハイブリッド自動車（次世代自動車）の導入等に対する補助を行うとともに、環境対応ディーゼル車を低公害車導入補助事業の補助対象に追加した。

自動車の燃費の改善については、平成22年6月に交通政策審議会陸上交通分科会自動車交通部会自動車燃費基準小委員会を設置し、2020年に向けた新たな燃費基準の策定のための検討を開始しており、平成23年中頃までに取りまとめる予定である。

②住宅・建築物の省エネ性能の向上

一定規模以上の住宅・建築物の新築時等における省エネ措置の届出の義務付け等を含めた省エネ法の的確な執行を図るとともに、平成21年度には、エコ住宅の新築やエコリフォームに対して多様な商品・サービスに交換可能なポイントを発行する住宅エコポイント制度を創設し、投資型減税を創設するなど省エネ改修促進税制を拡充し、平成22年度には、住宅・建築物省CO2先導事業等を事業内容とする環境・リフォーム推進事業を創設するなど、住宅・建築物の省エネ対策を推進した。

また、国土交通省、経済産業省及び環境省が連携し設置した、有識者、実務者等から構成する「低炭素社会に向けた住まいと住まい方推進会議」において、省エネ基準適合義務化の対象、時期、支援策等についての方向性（骨子案）及び工程表（案）を平成 22 年 11 月に公表した。

2) 温暖化に対応した社会の骨格づくり（2. 関係）

①集約型都市構造の実現

集約型都市構造の実現を低炭素都市づくりの基本的な方針のひとつとして位置づけている「低炭素都市づくりガイドライン」について、素案に関する自治体向けのアンケート調査や、パブリックコメント等の実施を経て、平成 22 年 8 月に策定・公表を行った。策定後は、本ガイドラインの普及促進に向けた取組として、国土交通省HPの充実や出前講座の開設、自治体向けのガイドライン説明会等を実施している。

②内航海運のグリーン化

環境性能向上等に資する代替建造・改造等を支援するため、平成 21 年度に独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（鉄道運輸機構）への 250 億円の出資が認められた。平成 22 年度には、海上交通低炭素化のための内航海運船舶投資の促進のため、鉄道運輸機構への 25 億円の出資が認められている。

3) 負の遺産の一掃と健全な国土に向けた取組（3. 関係）

①屋上等の緑化の推進

市街地において不足する緑を確保するために、全国の公共施設や民有地等の緑化を推進し、平成 21 年度は屋上緑化が 31ha、壁面緑化が 8ha 新たに施工された。また、市町村が建築物の緑化率を都市計画に定める緑化地域制度の導入を推進し、平成 21 年度には前年度に全国初の指定を行った名古屋市に続き横浜市が指定を行うとともに、民有地等の敷地内の緑化施設の整備に関する計画を市町村が認定する緑化施設整備計画認定制度についても新たに 2 件が認定され、合計 26 件となった。

4) 環境を優先した選択の支援・促進（4. 関係）

①企業等による緑化を推進するための仕組みづくり

平成 21 年度は、企業等が所有する土地における緑の保全・創出活動を公正に評価する、(財)都市緑化基金による「社会・環境貢献緑地評価システム (SEGES)」の取組を推進するとともに、都市開発・住宅地開発事業等における緑の保全・創出事業を計画段階から評価する「都市開発版 SEGES」の取組について本格運用を実施した。

平成 22 年度は、上記の取組にあわせ、企業が取り組む身近な緑の保全・創出・活用の優良な事例を、SEGES 特別認定「生物多様性保全につながる企業のみどり 100 選」として認定・公表した。

②建設リサイクル法の点検

平成 22 年 2 月に建設リサイクル法の省令等の一部を改正し、建設リサイクル法に基づく事前届出書の様式変更、及び建築物に係る解体工事の工程順序の詳細化を実施した。

③広域処分場の整備を推進

大都市圏の地方自治体等が個々に確保することが困難である廃棄物処分場について、海面における広域処分場の適切な整備を推進しており、大阪湾においては近畿 2 府 4 県 168 市町村（平成 22 年 3 月現在）を対象とした広域処分場の整備を推進している。平成 21 年 10 月に大阪沖埋立処分場が開業し、尼崎沖、泉大津沖、神戸沖の各処分場と合わせて、近畿圏の廃棄物を平成 33 年まで受け入れることが可能となった。

5) 地球環境時代の技術開発・国際貢献（5. 関係）

①国際航空分野の次期枠組み策定に向けた貢献

国際民間航空機関(ICAO)は、国際航空全体の燃料効率を毎年 2%ずつ改善させること等を内容とした「ICAO 行動プログラム」を平成 21 年 10 月に承認した。我が国は、主要 15 カ国の政府高官から構成される検討グループに参加し、途上国を含む全 ICAO 締約国のコンセンサスに根ざした温暖化ガス排出抑制のメカニズムが構築されるよう議論を主導し、同プログラム策定に貢献した。

②地球温暖化に伴う気候変動による水災害適応策についての国際貢献の推進

平成21年9月、世界各国や日本における実践的な適応策に関する知見を共有するとともに、効果的な適応策の実施について幅広い視点から議論することを目的に、「気候変動への適応 水災害リスク軽減のための100年戦略フォーラム」を開催し、我が国の優れた適応技術の普及を図った。

また、日本において長年培われてきた経験、戦略、技術に基づいて「洪水に関する気候変化適応策検討ガイドライン」を平成22年度に作成・公表し、世界の水関連災害の被害軽減に寄与している。

3. 今後の取組

本点検を踏まえ、各施策について、引き続き取組を推進する。

地球温暖化対策については、地球温暖化対策基本法案の審議状況や気候変動枠組条約第17回締約国会議（COP17）での議論等を注視しつつ、各取組を引き続き推進していく。

生物多様性の保全についても、平成22年3月の生物多様性国家戦略の改定や、平成22年10月に名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）を踏まえ、河川、都市緑地、海岸、港湾等における生息・生育地の保全・再生・創出等の取組を引き続き推進していく。

資料1 平成21年度から平成22年度（点検時点まで）にかけての国土交通行政に係る環境政策に関する動向

○地球温暖化対策

・地球温暖化・エネルギー対策の強化

平成21年12月、経済産業省と国土交通省において、地球温暖化・エネルギー対策を強化するために、近藤経済産業大臣政務官と三日月国土交通大臣政務官のイニシアチブの下、両省によるワーキングチームを設置。自動車単体対策（更なる新車燃費向上、環境対応車の普及）、周辺環境の整備（地域取組・まちづくり促進、統合的アプローチ推進）、グリーン物流パートナーシップ会議の取組みの拡充、省エネ法の活用の検討、住宅・建築物の省エネ化の一層の普及促進・基準強化、ハイブリット建設機械等の普及、市街地整備と一体となったエネルギーの面的な利用の促進、下水道における革新的な温室効果ガス削減技術の実用化・普及の加速について、連携強化に向けた中間とりまとめを行った。

・中期目標（2020年温室効果ガス削減目標）

平成21年12月のCOP15において、先進国の中期目標や途上国の排出削減計画、途上国支援などが記載された「コペンハーゲン合意」を留意することが決定された。我が国は、本合意に賛同し、すべての主要国による公平かつ実効性ある国際的枠組みの構築や意欲的な目標の合意を前提として、2020年に、温室効果ガスを、1990年比で25%削減するとの目標を提出した。また平成22年11月～12月のCOP16において、「コペンハーゲン合意」に基づく、2013年以降の国際的な法的枠組みの基礎になり得る、包括的でバランスの取れた決定を採択した。

平成23年1月より、社会資本整備審議会環境部会・交通政策審議会交通体系分科会環境部会の合同会議において、有識者ヒアリングを実施し、2020年の中期的な国土交通省における現実的な地球温暖化対策について検討を開始している。

・地球温暖化対策基本法案

平成22年3月、温室効果ガスの排出の量の削減に関する中長期的な目標を設定し、地球温暖化対策の基本となる事項等を定めた地球温暖化対策基本法案が閣議決定され、第174回通常国会に提出されたが廃案となった。平成22年10月、同内容の法案が第176回臨時国会に提出され、第177回通常国会において継続審議となっている。

・「地球温暖化対策のための税」の導入

平成23年度税制改正大綱（平成22年12月16日閣議決定）において、地球温暖化対策を強化し、エネルギー起源CO₂排出抑制のための諸施策を実施していく観点から、平成23年10月から「地球温暖化対策のための税」を導入することが明記されたが、環境負荷の少ない大量輸送機関である海運、鉄道、航空分野については、モーダルシフトの推

進や公共交通機関の利用促進などが地球温暖化対策に資するものであることから、これらの分野に対し特例措置を設けることとなった。

・環境モデル都市

内閣官房地域活性化統合本部において、高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする都市を「環境モデル都市」として選定し、関係省庁が連携してその実現を支援するもので、平成23年1月時点で13都市が選定されている。

平成20年12月には、「環境モデル都市」の優れた事例の全国展開や国内外への情報発信のため、意欲ある自治体、関係省庁、政府関係機関等から構成される「低炭素都市推進協議会」が設立され、また、平成21年5月には、都市・地域の低炭素化施策推進WG、グリーン・エコノミーWGが設置され、10月には横浜市において低炭素都市推進国際会議が開催された。低炭素都市推進協議会には、平成23年1月時点で193団体が参加している。

○自然共生と生物多様性の保全

平成21年12月、生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）に関する関係副大臣等会議が設置され、COP10においてその設定が重要な課題となる「ポスト2010年目標」等が議論された。平成22年3月には、平成20年6月に施行された生物多様性基本法を踏まえ、第三次生物多様性国家戦略を改定し、「生物多様性国家戦略2010」が策定（閣議決定）された。

平成22年10月にはCOP10が名古屋で開催され、長期目標（2050年）の「自然との共生」や短期目標（2020年）の「生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する」、さらに20個の個別目標等を定めた新戦略計画（愛知目標）が採択された。

さらに、COP10を踏まえ、平成23年2月には生物多様性条約第10回締約国会議及びカルタヘナ議定書第5回締約国会議の決定事項の実施等に関する関係省庁連絡会議（局長級）が開催された。

○環境影響評価法

環境影響評価法（平成9年法律第81号）については、施行後10年を経過した時点で施行の状況について検討し、必要な措置をとることとされていたことを受け、平成22年3月、事業の計画の立案段階における環境の保全のために配慮すべき事項についての検討、環境の保全のための措置等の実施の状況についての報告等の措置について定めた環境影響評価法の一部を改正する法律案が、第174回通常国会に提出された。現在、第177回通常国会において継続審議となっている。

資料2 法令及び計画

○環境に関する法律の制定・改正

- ・ 土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成21年4月法律第23号）

法に基づかない土壤汚染の発見の増加、掘削除去の偏重、汚染土壤の不適正な処理による汚染の拡散という問題に対応するため、土壤の汚染の状況の把握のための制度の拡充、規制対象区域の分類等による講ずべき措置の内容の明確化等、搬出土壤の適正処理の確保等について規定しており、平成22年4月1日に施行された。政省令の改正も実施された。

- ・ バイオマス活用推進基本法（平成21年6月法律第52号）

バイオマス活用の基本理念を定め、政府として「バイオマス活用推進基本計画」を策定することとするとともに、バイオマスの活用に必要なとされる基本的施策を盛り込み、その実現に向けて「バイオマス活用推進会議」や「バイオマス活用推進専門家会議」を設置すること等を具体的内容としている。

- ・ 美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成21年7月法律第82号）

（海岸漂着物処理推進法）

海岸における良好な景観及び環境を保全するため、海岸漂着物の円滑な処理及び発生の抑制を図ることを目的とし、国・地方公共団体・事業者及び国民の責務、関係者間の連携の強化、国による基本方針及び都道府県の地域計画の策定、海岸漂着物等の円滑な処理、発生の抑制、財政上の措置、海岸漂着物対策推進会議の設置等について規定している。

- ・ 大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成22年5月法律第31号）

事業者及び地方公共団体による公害防止対策の効果的な実施を図るため、ばい煙量等及び排水等の汚染状態の測定結果の記録義務の違反に対する罰則、ばい煙の排出及び汚水又は廃液による水質の汚濁の防止のための必要な措置等の実施に関する事業者の責務等を規定している。

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成22年5月法律第34号）

廃棄物の適正な処理を確保するため、廃棄物を排出する事業者による適正な処理を確保するための対策の強化、廃棄物処理施設の維持管理対策の強化、廃棄物処理業の優良化の推進、適切な循環的利用の確保等を規定している。

- ・ 地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成22年12月法律第72号）

(生物多様性保全活動促進法)

生物の多様性が地域の自然的・社会的条件に応じて保全されることが重要であるため、地域における多様な主体が連携して行う生物の多様性の保全の活動を促進し、豊かな生物の多様性を保全し、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活を確保することを目的として制定された。環境省、農林水産省、国土交通省 3 省の共管であり、国土交通大臣も主務大臣となっている。国土交通省関連では、都市緑地法の特例措置が設けられ、国や地方公共団体は、地域の保全活動に関して情報の提供や助言等の援助を行い、活動を促進することとしている。

○環境に関連する計画の策定等

・総合物流施策大綱（平成 21 年 7 月 14 日閣議決定）

今後推進すべき物流政策の基本的方向性の柱の一つとして、「環境負荷の少ない物流の実現等」を挙げており、輸送モードごとの総合的な対策、モーダルシフトを含めた輸送の効率化、環状道路の整備、I T S の推進等の交通流対策、地方公共団体、荷主、物流事業者等の多様な関係者の連携による取組み、効率的な静脈物流の構築を推進していくこととしている。

・国土形成計画（広域地方計画（平成 21 年 8 月 4 日決定））

平成 20 年に閣議決定された全国計画は、今後概ね 10 ヶ年間ににおける国土づくりの方向性を示すものであり、環境保全に関する基本的な施策として、「人間活動と自然のプロセスとが調和した物質循環の構築」や「健全な生態系の維持・形成」を図ることとしている。全国計画を受けて、平成 21 年 8 月、広域ブロックの自立的発展に向け、各地域のグランドデザインをとりまとめた広域地方計画が決定された。

・生物多様性国家戦略 2010（平成 22 年 3 月 16 日閣議決定）

平成 20 年に、国家戦略の策定を国の義務とする生物多様性基本法が施行されたため、生物多様性条約に基づいて策定した「第三次生物多様性国家戦略」を改定し、平成 22 年 3 月に、法定の「生物多様性国家戦略 2010」を策定した。このうち国土交通省は、国土空間的施策等に位置付けられている取組を推進している。

・バイオマス活用推進基本計画（平成 22 年 12 月 17 日閣議決定）

バイオマス活用推進基本法に基づき、バイオマスの活用の促進に関する施策についての基本的な方針、国が達成すべき目標、技術の研究開発に関する事項等について定めるものである。国土交通省関連では、下水汚泥と建設発生木材について、2020 年における利用率の目標を定めている。

資料3 環境政策に関連する審議会等の審議状況

○社会資本整備審議会環境部会・交通政策審議会交通体系分科会環境部会

平成21年6月18日 第12回合同会議

平成22年6月25日 第13回合同会議

平成23年1月14日 第14回合同会議

○社会資本整備審議会建築分科会建築環境部会

平成21年4月22日 第6回

平成21年5月27日 第7回

平成21年6月24日 第8回 建築環境部会における中間取りまとめ

同 LCCO₂配慮建築物小委員会

平成21年9月16日 第1回

○社会資本整備審議会建築分科会アスベスト対策部会

平成21年6月12日 第5回

○交通政策審議会陸上交通分科会自動車交通部会自動車燃費基準小委員会

平成22年6月28日 第1回

平成22年9月13日 第2回

平成22年10月28日 第3回

平成23年1月5日 第4回

資料4 平成21年度補正予算及び平成22年度予算の状況

①平成21年度補正予算

平成21年度第一次補正予算においては、公共建築物への太陽光発電の導入促進等（198億円）、環境対応車への買換えなど普及促進（149億円）、低炭素交通・物流インフラの革新（次世代交通関連技術開発）（283億円）等、低炭素革命として国費664億円が計上された。

なお、これらの予算のうち、公共建築物への太陽光発電の導入促進等の一部のものについては、執行が停止された。

平成22年1月に編成された平成21年度第二次補正予算においては、事業用自動車に係る環境対応車への購入補助の延長（305億円）、住宅エコポイントの創設（1,000億円（国土交通省、経済産業省、環境省合計分））等が計上された。

②平成22年度当初予算

平成22年度予算においては、低公害車等普及促進対策費補助金（10億円）、地域公共交通活性化・再生総合事業（40億円）、環境・リフォーム推進事業（330億円）、静止地球環境観測衛星の整備（75億円）等が計上された。

③平成22年度経済危機対応・地域活性化予備費

平成22年度経済危機対応・地域活性化予備費においては、住宅エコポイントの1年延長（1,412億円（国土交通省、経済産業省、環境省合計分））等が計上された。

④平成22年度補正予算

平成22年度の補正予算においては、住宅エコポイントの対象拡充（30億円（国土交通省、経済産業省、環境省合計分））、公共交通等のグリーン化（77億円）、都市鉄道整備事業等の推進（70億円）等が計上された。

(参考1) 京都議定書目標達成計画関係予算 (単位: 百万円)

	平成21年度	平成22年度
京都議定書6%削減約束に直接の効果があるもの	12,262	40,195
室効果ガスの削減に中長期的に効果があるもの	25,739	1,873
その他結果として温室効果ガスの削減に資するもの	60,507	43,278
基盤的施策など	10,722	10,607
合計	109,230	95,953

(参考2) 環境保全経費 (単位: 百万円)

	平成21年度	平成22年度
地球環境の保全	71,656	53,988
大気環境の保全	140,263	118,091
水環境、土壌環境、地盤環境の保全	649,381	71,012
廃棄物・リサイクル対策	11,064	8,398
化学物質対策	12	17
自然環境の保全と自然とのふれあいの推進	107,721	36,114
各種施策の基盤となる施策等	211	179
合計	980,311	287,802

※平成22年度に予算額が大幅に減少した理由としては、社会資本整備総合交付金への移行分(約6,200億円)が環境保全経費から除外されたこと等が挙げられる。

資料5 平成22年度税制改正の状況

住宅に係る省エネ改修促進税制の延長、自動車グリーン税制の延長及び拡充、鉄道貨物輸送の効率化のための設備等に係る特例措置の延長等が措置された。

別紙 調査票

1. 京都議定書の目標達成に向けた取組（温暖化対策の当面の取組）
2. 温暖化に対応した社会の骨格づくり（地球温暖化対策の中長期的な取組）
3. 負の遺産の一掃と健全な国土に向けた取組
4. 環境を優先した選択の支援・促進
5. 地球環境時代の技術開発・国際貢献